

平成 15 年 9 月 12 日

23 区初、NPO からの協働事業提案を募集

事業化への橋渡し役「協働事業推進員」設置

豊島区は、行政と NPO 等との協働を積極的に推進していくため、23 区では初めての試みとして NPO からの事業提案を今月 25 日から募集する。同時に、NPO からの提案や相談を積極的に受け、関連部署間の横の連携を図る橋渡し役として、各事業担当課に「協働事業推進員」を設置する。

近年、社会の様々な分野で、民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化してきている。平成 10 年 12 月の NPO 法施行以降、全国的にも NPO 法人の認証数が増加する中、豊島区においても法施行翌年の 11 年 6 月には 1 団体だった認証数が、本年 6 月現在で 73 団体と急増している。また、法人格を得ていない団体も含めると、2600 以上の地域活動団体が様々な活動を行っており、その活動分野は福祉、保健医療、教育・文化、国際協力、環境、まちづくり等と幅広く、区民の地域生活に密着している活動も少なくない。

豊島区は、本年 3 月に新たに策定した「豊島区基本構想」において、区民、NPO、ボランティア団体、事業者等、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」という基本方針を区政運営の第一の柱として掲げた。厳しい財政状況の中で、地域の多様な課題に行政だけで対応するには限界がある。そして一方、地方分権の流れの中で、地域の課題は自分たちで解決しようという住民自治意識も高まりをみせてきている。今回実施する NPO からの事業提案募集は、こうした社会の動きを背景に、行政主導から「協働・共創」のまちづくりへの転換を図り、新たな公益サービスの提供の仕組みを築くことにある。また、協働の相乗効果として、効率的な区政運営の実現を図るとともに、NPO の活動を活発化し、さらに、NPO の専門分野や特質を活かすことにより、幅広く質の高い区民サービスの提供につなげていくことも期待される。

こうした NPO 等地域活動団体との協働を進めるにあたり、区は本年 4 月の組織改正で、区民活動推進課内に協働推進担当係長のポストを新設した。しかし地域活動団体の活動分野は非常に多岐に渡るため、担当係を核とする関連部署との連携が今まで以上に求められている。また、本年 5 月に NPO 法が改正され、NPO 法人の活動分野がこれまでの 12 分野から 17 分野に拡大されたことにより、今後益々、NPO の公益サービスへの参入機会も広がってくることが予想される。

そこで、今回の事業提案募集に併せ、提案を実際に活かし、事業化へとつなげていくための仕組みとして、各事業課に「協働事業推進員」を設置することとした。「協働事業推進員」は、主に協働事業の対象となる各分野の事業課を中心に、各課に 1 名配置される。NPO からの事業提案を積極的に受け、NPO と区民活動推進課の橋渡しをするほか、事業化に向けた組織横断的な検討プロジェクトチームのメンバーとしての役割も担う。

こうした「協働事業推進員」制度については、他自治体でも類似した制度を設けているところもあるが、主に NPO やボランティア団体に対する相談窓口としての役割を果たすに留まっている。NPO 法人の参入機会の拡大、事業化に向けた実効性のある組織体制という枠組みで位置づけられたものは、23 区でも今回の豊島区が初めての取り組みとなる。「協働事業推進員」の任期は 1 年。原則として毎年 4 月の人事異動後に新たに選出し、できるだけ多くの職員が「協働事業推進員」としての役割を担っていくことにより、行政と NPO とのパートナーシップ推進に向けた職員の意識改革を図っていく。

事業提案については、今月 25 日発行の区広報紙「広報としま」及び区ホームページ等で提案募集を呼びかけ、随時受け付けを開始する。提案の方法は、新たな事業も含めて区との協働が可能な事業について、①目的②概要③協働の効果④役割分担等を記した協働事業提案書（様式事由）の提出による。

詳細：区民活動推進課